

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 2月24日

照会部署名 下京年金事務所厚生年金適用調査課

照会担当者 課長 森下道之

連絡先

業務実施部署の長の確認 岡田充

(案件)

(受付番号) No. 2010-295	一時帰休中の月額変更届について
------------------------	-----------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

適用マニュアル IV-1 被保険者報酬月額変更届

一時帰休については、帰休開始から3ヶ月を超えて帰休が続く場合に月額変更届が提出できるが、3ヶ月で帰休が解消された被保険者が帰休中に固定的賃金の変更があったときの月額変更届の取り扱いについて

賃金締切日15日 賃金支払日25日

	基本給	休業手当	実支給額	休業がなかつたとした場合の支給額
9月	270,000	無	350,532	
10月	270,000	有	238,496	295,691
11月	256,000	有	153,600	266,500
12月	256,000	有	238,100	266,500
1月	256,000	無	318,379	

11月の基本給から減額されている(帰休中)ため、月額変更届の決定はどのように考えるのか。

- ① 算定基礎届の決定時には、保険者決定として帰休解除月のみで決定することとされているが、月額変更届についても帰休解除月の1月のみで決定することは可能か。
- ② 休業手当が支給されている実支給額で3ヶ月の平均額での決定とする

- のか。
- ③ 休業手当が支給されているため、休業している月は休業しなかった場合としての支給額で、修正平均額として決定するのか。

(回答)

一時帰休中に固定的賃金の変動が生じたとしても、そもそもこの間に支払われる給与は一時帰休に基づく給与であるため、固定的賃金の変動要因を踏まえた改定は困難である。

したがって、ご照会の事例については、固定的賃金の変動要因のみによる影響が確定する1月を起算月として、以後継続した三か月間に受けた報酬の平均月額に2等級以上の変動があれば、隨時改定を行うこととなる。

回答日 成22年4月30日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G
回答作成者 (一般) 村上 泰史
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上